

相談ファイルであっても、個々の契約などの状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

悪質な魚介類の電話勧誘販売に注意!

≪相談内容≫

県外の事業者から電話があり、「コロナで観光客が激減し、苦しい。海産物を買ってほしい。あなたには、以前購入してもらったことがある。5万円相当の品を1万4千円にする」と勧誘された。気の毒に思い了承し、支払いは代引きにした。後日、事業者の電話番号をネット検索すると「海産物の送り付け詐欺」といった情報が載っていた。不安になったので、解約したい。



(60歳代 女性)

≪アドバイス≫

相談者には、本件は電話勧誘販売なので、クーリング・オフが可能であることを説明しました。代引き配達の場合、配達前に宅配業者が電話をかけてくることがあり、その際に、受け取り拒否をすることを伝え、さらに配達元の事業者名、電話番号、住所をメモしておくよう助言しました。そして、当該事業者宛に、クーリング・オフの書面を通知するようお伝えしました。

トラブルを防ぐためのポイント

- ・事業者からの電話で契約をしたときは、クーリング・オフができます。 事業者からの電話勧誘によって契約をした場合、特定商取引法に定める「電話勧誘販売」に 該当します。**商品の購入を承諾しても、**契約や申込の書面が届いてから 8 日間はクーリン グ・オフができます。
- 商品が不要だと思ったら、その場できっぱりと断り、すぐに電話を切りましょう。

電話で勧誘され,断ったのにも関わらず,一方的に商品を送り付けられたときは・・・

• 商品の受取りや代金の支払いには応じないようにしましょう。 一方的に商品を送りつけられても、消費者が「承諾」の意思を示さなければ、商品の受け 取りや代金支払いの義務はありません。もし、商品を受け取ってしまっても、慌てて事業 者に連絡したりせず、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

生活情報ファイル

「2回目の特別定額給付金支給」を装う詐欺メールにご注意ください

総務省をかたり「二回目の特別定額給付金についての案内」などと称して 個人情報を盗も うとする詐欺メールに関する相談が、全国の消費生活センターへ寄せられています。

- •特別定額給付金の支給について、政府からメールなどでお知らせをすることはありません。 総務省や行政機関を名乗ったメールが届いたとしても、個人情報の詐取などを目的とした ものと考えられますので、注意してください。
- 身に覚えのないメールが届いても、決してリンクにアクセスせず、すぐにメールを削除してください。
- 困ったときは一人で悩まず、すぐに消費者ホットライン☎188に相談してください。

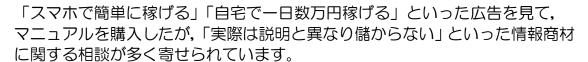
試してみよう、消費者力!第7回(令和3年度)

- Q 特定商取引法におけるクーリング・オフについて述べた文のうち、適切なものを選びなさい。
- 1. 商品を送り返す場合の送料は事業者負担とされている。
- 2. クーリング・オフをするためには、正当な理由が必要である。
- 3. 訪問販売で買った布団でも、使用してしまった場合はクーリング・オフできない。
- 4. クーリング・オフ期間内に通知書が事業者に届く必要がある。

【第17回消費者力検定(令和2年度実施)応用コースから】

くらしのまめちしき

「簡単に稼げる?」情報商材のトラブルに注意!





※情報商材とは

副業や投資、ギャンブルなどで高額収入を得るためのノウハウなどと称して、インターネットなどで 販売されている情報のこと。

相談例

SNS で知り合い, 仲良くなった女性から副業を勧められた。「自宅で手軽に1日2万円稼げる」と勧誘され、申し込んだ。初期費用は6万円でカード決済をし、後日、PDF で情報商材が届いた。内容はネットオークションを利用して、転売して利益を得るというものだったが、到底1日2万円も稼げるとは思えない。

情報商材のトラブルを防ぐためのポイント

- •「簡単に稼げる」といった甘い言葉をうのみにしないようにしましょう。 こうした副業や情報商材の多くは、支払ったお金を超える利益が得られるものではありません。勧誘されても、すぐに契約をするのはやめましょう。また、もうけ話の実態や仕組みがよく分からない場合も、契約をするのは慎重にしましょう。
- ・借金をしてまで契約をすすめる事業者には要注意! お金がないと言うと「すぐに元がとれるから」と消費者金融などでの、借金を勧めて契約 をさせるケースもあります。お金を稼ごうと思っているのに、高額な契約を勧誘されたり、 話が違うと思ったら、きっぱりと断りましょう。

「試してみよう、消費者力!第7回解答と解説⇒(正解-1)

商品を返品する場合の送料は事業者が負担するので、着払いで返品すればよい。指定消耗品以外の商品は、期間内であれば理由を問わず、使用していてもクーリング・オフができる。通知書は期間内に発信すればよい。

発行元:広島県生活センター (環境県民局 消費生活課)

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1 階 Tel 082-513-2730

●●市(町)消費生活センター(受信先で御自由に変えていただいて構いません)

〒73X-XXXX ●●市(町) ●●市役所(町役場)〇階 Tel O8XX-XXXX-XXXX この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ(A4判)としても使用できます。